

# 伊丹市高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議設置要綱

## (目的)

第1条 高病原性鳥インフルエンザの被害の防止及び予防等に必要な情報を共有し、関係部局間の連絡調整を図るため、伊丹市高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの情報の収集に関すること。
- (2) 関係部局間の情報の共有と連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

## (構成等)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、都市活力部長をもって充てる。
- 4 副会長は、都市活力部産業振興室長をもって充てる。
- 5 会長は、連絡会議を招集し、会議を主宰する。
- 6 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (意見の聴取)

第4条 会長は、必要と認めるときは、会議の構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明及び資料の提出を求めることができる。

## (事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、都市活力部産業振興室農業政策課をもって充てる。

## (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

## 付 則

この要綱は、平成16年3月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

別表

総合政策部広報・シティプロモーション課長	総合政策部政策室主幹
総務部危機管理室主幹	市民自治部まちづくり室生活環境課長
市民自治部市民サービス室消費生活センター所長	市民自治部環境クリーンセンター業務課長
健康福祉部保健医療推進室健康政策課長	都市活力部産業振興室商工労働課長
都市活力部産業振興室農業政策課長	都市交通部みどり公園室公園課長
都市交通部みどり公園室教育課長	伊丹市教育委員会事務局学校教育部学校教育課長
伊丹市教育委員会事務局学校教育部保健体育課長	伊丹市教育委員会事務局こども未来部こども室次世代育成課長
伊丹市消防総務課長	伊丹市上下水道局経営企画室経営企画課長
市立伊丹病院事務局総務課長	